

○国立大学法人秋田大学長の任期に関する規程

(平成 18 年 2 月 23 日学長選考会議規則第 179 号)

改正 平成 25 年 9 月 20 日学長選考会議規則第 179 号

令和 4 年 3 月 11 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人秋田大学長(以下「学長」という。)の任期については、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(任期)

第 2 条 学長の任期は、4 年とし、1 回に限り再任されることができる。

(規程の改正)

第 3 条 この規程を改正するときは、国立大学法人秋田大学学長選考・監察会議の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。
- 2 国立大学法人秋田大学の設立時に任命されたものとされる学長の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとし、再任されることができない。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に秋田大学長である者の任期は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとし、再任されることができない。

附 則(平成 25 年 9 月 20 日学長選考会議規則第 179 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に秋田大学長である者の任期は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとし、再任されることができない。

附 則(令和 4 年 3 月 11 日一部改正)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。